

岐阜県自転車活用推進計画 概要版

■ 計画策定の背景

2017年5月 自転車活用推進法 施行
自転車の活用により、「環境への負荷の低減」「災害時の機動性」「健康の増進」「交通混雑の緩和」等を図る

2018年6月 自転車活用推進計画 閣議決定
地方自治体は、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策を定めるよう努めることとされている

岐阜県
自転車活用
推進計画
の策定

■ 計画の位置付け

- 法第10条に基づく都道府県自転車活用推進計画であり、本県における自転車の活用の推進に関する施策をとりまとめた計画です。
- また、これまでの本県や市町村での取り組みも踏まえ、今後、本県としての取り組みを進めていくための基本方針として定めるものです。

■ 計画区域：岐阜県全域

■ 計画期間：5年間（2020年度～2024年度）



都市環境

目標1 自転車を快適に利用できるまちづくり

- 自転車通行空間をネットワーク化することで、安全で快適に自転車を利用できる環境の創出を目指します。
- 無電柱化の推進等、地域のまちづくりと連動し、自転車通行空間の創出を目指します。

施策1) 自転車通行空間の計画的な整備推進

- 市町村の自転車活用推進計画策定の支援
- 自転車通行空間の整備
- 道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用
- 乗鞍スカイラインのマイカー規制の実施
- 自転車走行空間の適正な維持管理の実施

施策2) 違法駐車取締りの推進

- 駐車禁止等の規制実施
- 違法駐車等の積極的な取締り
- 駐車監視員による違反車両の確認

施策3) 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進

- 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進

施策4) まちづくりと連携した総合的な取組の実施

- まちづくりと連携した自転車施策の推進
- ゾーン30等による安全対策の実施
- 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

▼ゾーン内における速度抑制対策の例



■ 関係者の連携・協力

- 本計画に位置付けられた目標を達成するため、関係者（庁内各課、県警察本部、教育委員会等）が緊密に連携して施策の推進を図ります。
- また、市町村に対して、法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画の策定を支援します。

■ 計画のフォローアップと見直し

- 本計画に掲げた施策及び具体的な措置の進捗状況、アウトプット指標の達成度、新たな課題などを関係者間で共有・確認しながら、PDCAサイクルにより実効性を高めていきます。
- また、計画期末までに、施策・具体的な措置の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを行います。

健康増進

目標2 自転車を活用した健康づくりの推進

- 四季折々の地域の魅力を体感しながら日常的にサイクリスポーツやサイクリングを楽しむことができる環境の創出を目指します。
- 心身の健全な発達を図るため、日常生活や余暇において、楽しみながら運動できる環境の創出を目指します。

施策5) サイクリスポーツ振興の推進

- アスリートの育成支援
- 公園等の有効活用の促進

施策6) 自転車を活用した健康づくりの推進

- 健康増進の広報啓発

施策7) 自転車通勤等の促進

- 自転車通勤の広報啓発

▼サイクルフェスティバルの様子



▼清流の国ジュニアアスリート発掘・育成プロジェクト



観光振興

目標3 サイクルツーリズムの推進

- 岐阜県の特徴である山と川、鉄道、道の駅、歴史や文化・芸術施設などの魅力的な資源を自転車で繋ぐサイクルツーリズムの創出を目指します。
- 国内外から訪れる観光客がサイクリングルートを利用した周遊観光やサイクリスポーツを楽しめる環境の創出を目指します。

施策8) 関ヶ原の歴史資源を活かした サイクルツーリズムの推進

- 関ヶ原古戦場サイクリングコースを活用したイベントの実施

施策9) 長良川沿川の自然景観を活かした サイクルツーリズムの推進

- 長良川サイクルツーリズムの推進

施策10) 中山道を活用したサイクルツーリズムの創出

- 中山道サイクリングモデルコースの創出とプロモーションの実施

施策11) サイクリスト誘客に向けた取組の推進

- 道の駅のサイクルステーション化
- 桜堤サブセンターの整備促進
- サイクルツーリズムに関する情報発信
- サイクルトレイン等の取組に対する支援
- 民間のインバウンド推進の取組に対する支援

施策12) 国際的なサイクリング大会等の誘致への支援

- 国際的なサイクリング大会の誘致に対する支援

▼サイクリングガイドマップ



▼長良川鉄道の サイクリング列車



▼中山道サイクリング



安全安心

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 自転車で安全・快適に移動できるよう、歩行者・自転車・自動車がお互いの交通ルールを理解し、尊重し合う社会を目指します。
- 学校、家庭、地域社会が一体的に自転車利用の安全教育を進めることで、誰もが安全・安心して自転車を利用できる環境の向上を目指します。

施策13) 自転車の点検整備の促進

- より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

施策14) 自転車の安全利用の促進

- 「自転車安全利用五則」の活用等による通行ルールの周知
- 交通安全意識向上を図る広報啓発
- ヘルメット着用の広報啓発
- 自転車運転者講習制度の着実な運用
- 交通安全に関する指導技術の向上
- 高齢者向けの安全教室の実施
- 公務員に対するルール遵守の徹底
- 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施
- 地域交通安全活動推進委員会等による指導啓発活動の推進

施策15) 学校における交通安全教育の推進

- 交通安全教室の開催

施策16) 保険などの加入を促進させる取組の推進

- 自転車損害賠償保険加入促進を図るための広報啓発

施策17) 自動車運転者に対する自転車の 交通ルールの周知

- 各種自動車運転者の講習時における教育の実施

施策18) 災害時における自転車活用の推進

- 災害時における自転車利用の推進

▼自転車シミュレータ体験



▼自転車乗り方教室

